

令和3年8月豪雨の災害対策について（要望）

佐賀県においては、8月11日から活発な前線が停滞し、武雄市、大町町と当嬉野市を始めとする県内各地で土砂災害が発生するなど、猛烈な長雨の被害は、2年前の令和元年佐賀豪雨災害と同じ地域で内水氾濫をもたらし、大規模な浸水被害となりました。

嬉野市においても、この豪雨による広範囲の土砂災害は、今後の復旧の大きな障害となっております。

現在、被災地の応急復旧、避難者の方々の支援などに全力を挙げているところですが、今回の猛烈な長雨の影響は、天候が回復してきた今日においても予断を許さない深刻な事態であり、これに対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠です。

つきましては、被災地における住民に先ずは安心を与えられるよう、そして被災地域の住民生活や経済活動が速やかに回復するよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1 激甚災害の早期指定について

公共土木施設、農業用施設等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、令和3年8月11日からの豪雨・洪水等による災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用すること。

2 災害復旧事業の早期採択について

- ・ 災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応するとともに、十分な事業費と災害復旧に重要なマンパワーを確保し、採択に関する手続の簡素化を図ること。
- ・ 災害復旧事業の実施においては、必要に応じて、原形復旧ではなく、再度災害が起こらないよう改良復旧を積極的に推進すること。
- ・ 必要に応じて、国の直轄事業化による早期復旧・改良復旧を講ずること。

3 地方交付税等による財源支援の実施について

県及び市町が行う応急対策や被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、普通交付税の繰上交付、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保に特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月3日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣	菅 義偉 様
内閣府特命担当大臣（防災）	棚橋 泰文 様
総務大臣	武田 良太 様
国土交通大臣	赤羽 一嘉 様
農林水産大臣	野上 浩太郎 様
内閣官房長官	加藤 勝信 様
環境大臣	小泉 進次郎 様
自由民主党調会長	下村 博文 様
自由民主党幹事長	二階 俊博 様
自由民主党総務会長	佐藤 勉 様